令和3年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく ダイオキシン類排出調査結果について

鹿児島県環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課

1 調査結果概要

廃棄物焼却炉など15施設について、ダイオキシン類対策特別措置法第34条等に基づき、ダイオキシン類に係る排出調査を実施した。

調査の結果, 1施設で排出ガスの排出基準を超過したが, 基準超過判明後, 炉の使用を停止し, その後廃止した。

2 調査概要

(1) 調査期間

令和3年12月~令和4年3月

(2) 調査対象物質

ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法に基づくポリ塩化ジベンゾフラン, ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル)

- (3) 調査施設(15施設)
 - ① 廃棄物焼却炉

7施設

② 廃棄物最終処分場

8施設(放流水6施設,地下水8施設)

3 調査結果

(1) 廃棄物焼却施設の排出ガス

7施設の調査結果は $0.058 \sim 62 \text{ng-TEQ/m}^3 \text{N}$ であり、 1施設で排出基準を超過した。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水

6施設の調査結果は $0 \sim 0.13$ pg-TEQ/Lであり、全て排出基準に適合していた。

(3) 廃棄物最終処分場の地下水

8 施設の調査結果は 0.000025 \sim 0.0046pg-TEQ/Lであり、全て環境基準に適合していた。

4 その他参考事項

この調査は、県が廃棄物焼却炉や廃棄物最終処分場からのダイオキシン類の排出実態を把握し、ダイオキシン類対策を円滑に進めるため実施している。

なお, 鹿児島市内の施設については, ダイオキシン類対策特別措置法施行令第8条の 規定により, 鹿児島市により調査等が実施される。

令和3年度ダイオキシン類排出調査結果

(1) 廃棄物焼却炉

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (ng-TEQ/㎡N)	排出基準値 (ng-TEQ/㎡N)	適合 状況
1	川内クリーンセンター 2号炉	薩摩川内市	R3. 9. 29	0. 058	5	\circ
2	姶良市市民生活部生活環境課 あいら清掃センター灰溶融炉	姶良市	R3. 10. 1	0. 29	5	0
3	大島地区衛生組合 名瀬クリーンセンター2号炉	奄美市	R3. 10. 13	0. 79	5	0
4	指宿広域クリーンセンター 1号炉	指宿市	R3. 10. 26	0. 26	5	\circ
5	さつま町クリーンセンター 1号炉	さつま町	R3. 11. 29	0. 18	5	\circ
6	串木野環境センター 2号炉	いちき串木野市	R3. 11. 4	0. 43	1	0
7	(有)産業衛生社	指宿市	R4. 2. 25	62	5	×

(2) 最終処分場 放流水

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準値 (pg-TEQ/L)	適合 状況
1	沖永良部クリーンセンター 最終処分場	和泊町	R3. 12. 17	0	10	\circ
2	南さつまクリーンセンター	南さつま市	R3. 12. 20	0. 13	10	\circ
3	市来一般廃棄物最終処分場	いちき串木野市	R3. 12. 20	0	10	\circ
4	曽於南部厚生事務組合 清掃センター	志布志市	R4. 1. 20	0. 059	10	\circ
5	北薩広域行政事務組合 最終処分場	阿久根市	R4. 1. 27	0.00014	10	0
6	栗野最終処分場	湧水町	R4. 1. 27	0.00016	10	\circ

(3) 最終処分場 地下水

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)	適合 状況
1	南さつまクリーンセンター	南さつま市	R3. 12. 20	0.0025	1	0
2	市来一般廃棄物最終処分場	いちき串木野市	R3. 12. 20	0.00035	1	0
3	あいら最終処分場(新)	姶良市	R3. 12. 22	0.0018	1	0
4	曽於南部厚生事務組合 清掃センター	志布志市	R3. 12. 22	0. 000025	1	0
5	沖永良部クリーンセンター 最終処分場	和泊町	R4. 1. 17	0.0046	1	0
6	北薩広域行政事務組合 最終処分場	阿久根市	R4. 1. 27	0. 0015	1	0
7	栗野最終処分場	湧水町	R4. 1. 27	0.000034	1	0
8	霧島市敷根 一般廃棄物管理型最終処分場	霧島市	R4. 3. 4	0. 00023	1	0